

# 第2章

## 精神的・身体的被害の 回復・防止への取組

- 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係） ……22
- 2 安全の確保（基本法第15条関係） ……………37
- 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係） ……49

# 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

## 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第14条関係）

### (1) 「PTSD対策専門研修」の内容の充実等 【施策番号 38】

厚生労働省においては、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に関する専門的知識・技能を習得させる「PTSD対策専門研修」を実施し、医療機関、精神保健福祉センター、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

同研修においては、犯罪被害者等の心のケアに関する「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けており、令和4年度は347人（前年度：333人）が受講した。

### (2) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供 【施策番号 39】

厚生労働省においては、平成19年4月から、医療機関に対し、医療機能に関する一定の情報について都道府県への報告を義務付け、都道府県が、医療機関の診療科目、医師や看護師の数等の基本的な情報、提供する医療の内容に関する情報及び医療連携や医療安全に関する情報を比較できるよう整理し、ウェブサイト等において住民が利用しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を運用している。同制度の報告事項にはPTSD治療の可否も含まれており、厚生労働省においては、政府広報やウェブサイト（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html)）を活用し、同制度の周知に努めている。

### (3) 医療現場における自立支援医療制度の周知 【施策番号 40】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等の

PTSD治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成28年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管部（局）長に対し、保険診療によるPTSD治療が自立支援医療（精神通院医療）の対象となることについて周知を依頼した。

### (4) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進 【施策番号 41】

文部科学省においては、医学生が卒業までに身に付けておくべき実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/iryuu/mext\\_00005.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryuu/mext_00005.html)）を策定し、PTSDについては、医学生が複眼的に学修できるよう、不安障害や心的外傷後ストレス障害として整理するとともに、全国医学部長病院長会議の総会をはじめとする医学部関係者が参加する各種会議において、同カリキュラム及び第4次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるPTSD等の精神的被害に関する教育の充実に向けた取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業後の医師臨床研修の到達目標、方略及び評価において、精神科を必修分野として位置付け、精神疾患に関する研修医の理解の促進を図っている。

### (5) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進 【施策番号 42】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対し、精神保健に関する相談支援を行っている。厚生労働省

働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」において取りまとめられた、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」([http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo\\_tebikizenbun.pdf](http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf))を同センターに配布し、相談支援の充実を図っている。

## (6) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

### 【施策番号 43】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターヘリの普及や、初期救急、二次救急（入院を要する救急）及び三次救急（救命救急）の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、救急業務におけるメディカルコントロール体制<sup>\*</sup>の構築及び充実・強化に努めており、令和4年8月現在、全国で47の都道府県メディカルコントロール協議会及び250の地域メディカルコントロール協議会等から成るメディカルコントロール体制が構築されている。

## (7) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保

### 【施策番号 44】

厚生労働省においては、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科医による診療等が速やかに行われるよう、必要に応じて精神科医を適時確保することを各都道府県に要請している。

なお、令和5年4月現在、302か所（前年：299か所）の施設が救命救急センターとして指定されている（厚生労働省ウェブサイト：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32614.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32614.html)）。

## (8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

### 【施策番号 45】

国土交通省においては、平成13年度以降、自動車事故による重度後遺障害のために在宅介護を受けている者の入院を積極的に受け入れる病院を短期入院協力病院として指定しており、令和4年度には2病院を新たに指定し、全国で合計202病院となった。また、平成25年度以降、障害者支援施設等を短期入所協力施設として指定しており、令和4年度には1施設を新たに指定し、全国で合計139施設となった。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ：<https://www.nasva.go.jp/>）においては、全国12か所（療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床8か所（うち一貫症例研究型委託病床1か所））の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する

### ナスバの被害者支援に関するポスター

**ご存知ですか？**  
**NASVA ナスバの被害者支援**  
**自動車事故でお困りの方へ**

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA：ナスバ）では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご利用ください。

<p><b>在宅介護への支援</b> (介護料の支給等)</p> <p>自動車事故により脳や脊髄などを損傷して介護を要する後遺障害を負われた方に介護料を支給し、訪問して介護相談を行うとともに、介護料受給者等の交流会を実施しています。</p>	<p><b>脳損傷の治療と看護を行う</b> NASVA療護施設</p> <p>自動車事故により脳を損傷し重症後遺障害が継続する状態にある方を対象に、適切な治療と看護を行う専門のNASVA療護施設（病院）を、全国11カ所で運営しています。</p>
<p><b>交通遺児等への</b> 無利子貸付と「友の会」</p> <p>中学校卒業までの交通遺児等の方への無利子の生活資金貸付のほか、友の会を運営し、もの作り体験、読書のレクリエーション活動等を行っています。</p>	<p><b>NASVA交通事故被害者</b> ホットライン</p> <p><b>NASVA</b> 交通事故被害者ホットライン ☎0570-000738</p> <p>※一部の伊福館からは 03-6463-4002 をご利用いただけます。</p> <p>お困りごとの内容に応じて、無料でご相談いただける窓口をご案内いたします。 最速のナスバ受診等の連絡先もご案内いたします。</p>

**ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。**

**NASVA** 独立行政法人自動車事故対策機構  
National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid

※自動車事故を原因として重度後遺障害を負われた方、介護に当たること家族、介護者や失った生活の質の回復などの方々です。

提供：国土交通省

※ 医師による救急救命士に対する指示及び救急救命士を含む救急隊員に対する指導・助言、救急活動の事後検証、救急救命士への再教育等を通じて、地域における病院前救護の質を保障する体制

高度な治療及び手厚い看護を実施するとともに、訪問支援の実施、被害者やその家族との交流会の開催、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

また、同年6月に成立した自動車損害賠償保障法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、自動車事故被害者支援等のさらなる充実への取組として、自動車事故被害者への支援に関する情報提供の充実、自動車事故対策事業の財源を負担することとなる自動車ユーザーの理解促進にも取り組み、安全・安心な車社会の実現を推進することとしている（P25 トピックス「自動車事故被害者へのアウトリーチ強化と自動車ユーザーへの自動車事故被害者支援等に関する理解促進の取組」参照）。

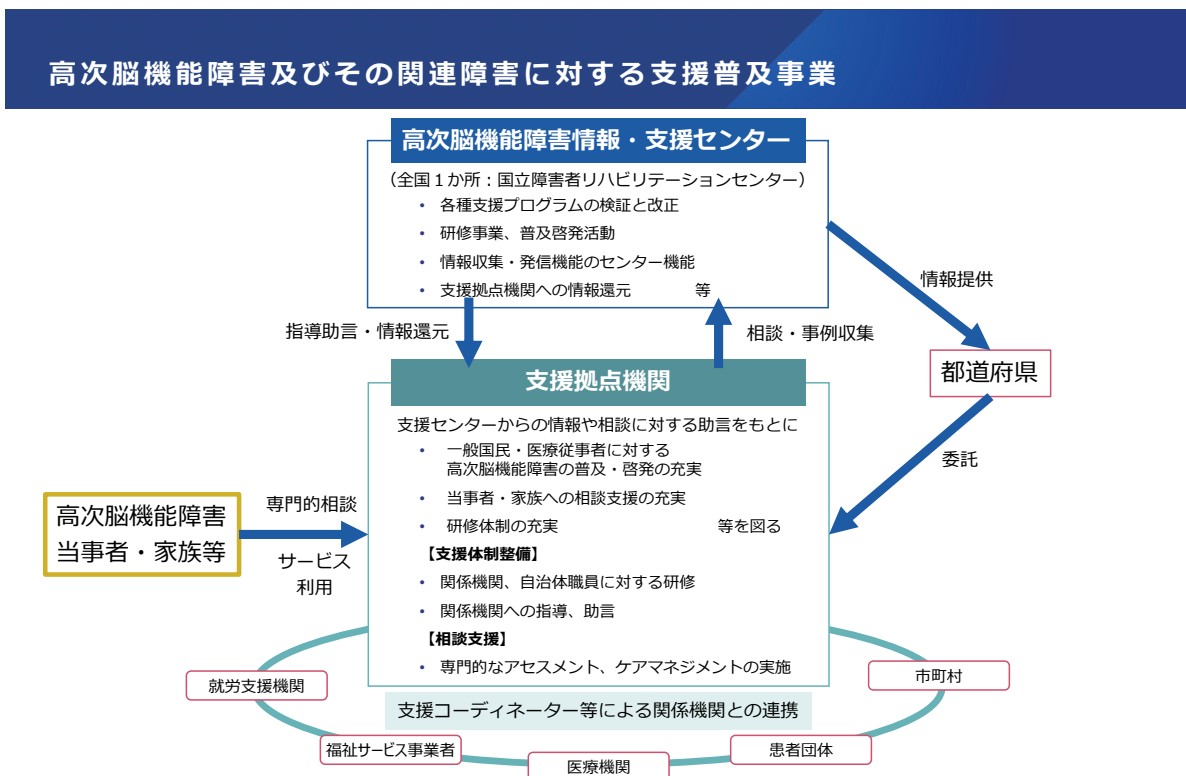
**(9) 高次脳機能障害者への支援の充実**  
**【施策番号 46】**

厚生労働省においては、各都道府県において実施する「高次脳機能障害及びその関連障

害に対する支援普及事業」を支援しており、同事業では、高次脳機能障害者に対する支援を行うための支援拠点機関の設置、支援コーディネーターによる専門的な相談支援、関係機関との地域ネットワークの構築、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行っている。

また、平成23年10月、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置し、毎年2回「高次脳機能障害支援普及全国連絡協議会」及び「高次脳機能障害支援コーディネーター全国会議」を開催するとともに、高次脳機能障害に関する最新の支援情報をはじめとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ウェブサイト（[http://www.rehab.go.jp/brain\\_fukyu/](http://www.rehab.go.jp/brain_fukyu/)）において、高次脳機能障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象である旨や、疾患や年齢に応じた制度の概要等を周知している。

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業





## トピックス

## 自動車事故被害者へのアウトリーチ強化と 自動車ユーザーへの自動車事故被害者支援等 に関する理解促進の取組

令和4年6月、自動車事故被害者支援等を安定的・継続的に行うため、自動車損害賠償保障法が改正された。国土交通省に設置された、事故被害者団体や自動車ユーザー団体等で構成される「今後の自動車事故対策勘定のあり方に関する検討会」では、被害者支援等のために自賠責保険料の一部として自動車ユーザーが負担する賦課金の額等について、令和3年8月以降継続して検討を行い、令和5年2月に最終とりまとめを行った。「最終とりまとめ」では、被害者への支援制度の情報が確実に被害者の手元に届くように、被害者等へのアウトリーチに関する取組をより一層強化するほか、自動車ユーザーへ新たな負担を求めることから、これまで以上の積極的な情報発信や丁寧な説明の実施等、自動車ユーザーの理解を得るための不断の取組を徹底すべきとされた。

### 【被害者等へのアウトリーチの強化】

国土交通省では、自動車事故被害者本人やその家族の方々が、事故に遭った直後の混乱している状態でも事故の概要等の記録を残すことができるよう、また、警察、独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）や自治体、民間被害者支援団体等で行われている支援制度を活用することができるよう、あらゆる犯罪被害者向けの「被害者ノート」を、交通事故被害の観点から更に内容を充実させた「交通事故被害者ノート」を作成した。

令和4年12月より、国土交通省及びナスバのウェブサイトにて、「交通事故被害者ノート」のPDFデータの配布を開始したほか、全国の都道府県にある犯罪被害者の方向けの総合的対応窓口等にて冊子の配布を行っており、「交通事故被害者ノート」が、事故被害者の方々のお手元に届いて不安の解消やサポートにつながるよう、周知に取り組んでいく。

※ PDF データは、以下よりダウンロードいただけます。

- ・自賠責保険ポータルサイト  
(URL : <https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidoshajiko.html>)
- ・ナスバ（独）自動車事故対策機構  
(URL : <https://www.nasva.go.jp>)



**【自動車事故被害者支援等に関する理解促進の取組】**

国土交通省では、自動車事故に関する現状の課題や令和5年4月から自賠責保険料の一部として設けられる賦課金の使途等について解説し、自動車事故による被害者支援や事故防止対策及びそれに資する賦課金の必要性等を簡潔に分かりやすく伝えるためのポータルサイトを、令和5年2月に開設した。

今後、随時内容を更新していく予定であり、自動車事故被害者支援に対する自動車ユーザー等の理解を得るための不断の努力を行っていく。

※「自賠制度特設サイト」のURL・2次元コード  
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/>



令和4年度は、全国で464人（前年度：437人）の支援コーディネーターを配置、研修会・講習会を295回（前年度：255回）開催（参加者数2万3,496人（前年度：2万3,358人））、ケース会議を2,742回（前年度：2,931回）開催（参加者数1万4,833人（前年度：1万8,645人））した。

#### (10) 子供の被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成

##### 【施策番号 47】

厚生労働省においては、不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の児童思春期における精神保健に関する様々な問題に対応できる人材を確保するため、医療従事者やひきこもり支援従事者等を対象に「思春期精神保健研修」を実施し、精神保健福祉センター、保健所、ひきこもり地域支援センター等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

令和4年度は、医療従事者専門研修を391

人（前年度：363人）、ひきこもり対策研修を464人（前年度：471人）が、それぞれ受講した。

#### (11) 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施

##### 【施策番号 48】

厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、虐待を受けたこどもの児童養護施設等への入所が増加していることを受け、平成23年度に心理療法担当職員及び個別対応職員の児童養護施設等への配置を義務化するなど、適切な支援体制を確保している。令和5年度予算では、児童養護施設等における児童相談所OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援を実施するための経費を盛り込んだ。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、児童福祉司（指導及び教育を行

う児童福祉司（以下「指導教育担当児童福祉司」という。）を含む。）、相談員、精神科若しくは小児科を専門とする医師及び保健師、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、こどもへの相談援助活動を行うに当たって専門的・医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する支援を行うこととしている。

令和4年4月1日現在、全国の計228の児童相談所には、5,783人の児童福祉司、787人の医師、229人の保健師及び2,347人の児童心理司が配置されている。

児童相談所の設置状況・職員配置状況  
(各年4月1日現在)

年次	児童相談所数	児童福祉司数	児童心理司数
平成30年	210	3,426	1,447
平成31年	215	3,817	1,570
令和2年	219	4,553	1,800
令和3年	225	5,168	2,071
令和4年	228	5,783	2,347

※ 児童福祉司数には任用予定者を含む。

提供：こども家庭庁

## (12) 里親制度の充実

### 【施策番号 49】

厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、虐待を受けたなどの事情により代替養育を必要とするこどもについて、平成28年5月に成立し、平成29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律で定められた家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホームへの委託の推進を図っており、里親のリクルート及びアセスメントから研修、マッチング及び養育支援に至るまで、里親養育を一貫して支援する体制を整備する地方公共団体に対して支援を行う里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施している。令和5年度予算では、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく補助率のかさ上げや、里親委託に意欲的に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組

の支援等を引き続き実施するとともに、新規の里親家庭に経験豊富な里親を派遣して養育支援するための経費を盛り込んでいる。令和3年度末時点での里親登録数は、1万5,607人（前年度：1万4,354人）である。

## (13) 児童虐待への夜間・休日対応の充実等

### 【施策番号 50】

ア 厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、児童相談所が夜間・休日を問わずいつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、令和5年4月現在、全ての児童相談所（78地方公共団体・232か所）において、24時間・365日対応可能な体制が確保されている。

### 【施策番号 51】

イ 厚生労働省（令和5年度からはこども家庭庁）においては、児童相談所では対応困難な医学的判断・治療が必要となるケースに迅速・適切に対応するため、都道府県が地域の医療機関を協力医療機関として指定し、個々のケースに応じた心身の治療の必要性等について児童相談所が医学的見地から専門的・技術的な助言を受ける取組に対し、予算補助を行っている。

## (14) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

### 【施策番号 52】

地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会においては、虐待を受けているこども等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関が、要保護児童やその保護者等（以下「支援対象児童等」という。）に関する情報共有や支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携を図り対応している。同協議会は、令和2年4月現在、99.8%の市区町村で設置されている。

また、令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により、同協議会から情報

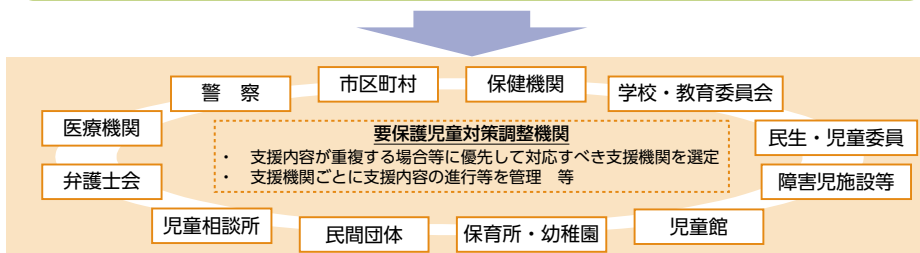
提供等の求めを受けた関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないこととされたほか、虐待を受けたこどもが住所等を移転する場合には、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は、移転先の住所等を管轄する児

童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は、同協議会が速やかに情報共有を行うことができるようにするための措置を講ずることとされた。

要保護児童対策地域協議会

果たすべき機能

- 支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、
- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
  - ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市区町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
  - ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
設置している市区町村数 (※)		1,736 (99.7%)	1,738 (99.8%)	1,738 (99.8%)
登録ケース数 (うち児童虐待)		238,642 (108,041)	263,430 (122,569)	277,234 (134,229)
調整機関職員数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,986	2,113	2,849
	② その他専門資格を有する職員	3,949	3,909	4,153
	③ ①②以外の職員 (事務職等)	2,215	1,945	1,551
	④ 合計	8,150	7,967	8,553

※各年度4月1日時点 (設置している市区町村数、登録ケース数)

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

提供：こども家庭庁

(15) 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等

【施策番号 53】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの学校等への配置及び緊急支援のための派遣に対し、予算補助を行っている。令和元年度までに、全ての公立小・中学校 (約 2 万 7,500 校) にスクー

ルカウンセラーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。また、福祉の専門的な知識・技能を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対しても、予算補助を行っている。同年度までに、全ての中学校区 (約 1 万中学校区) にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標とし、同年度予算では、当該配置に要する経費を措置した。これらの経費については、令和 4 年度も引き続き措置しており、配置時間の充実も図っている。

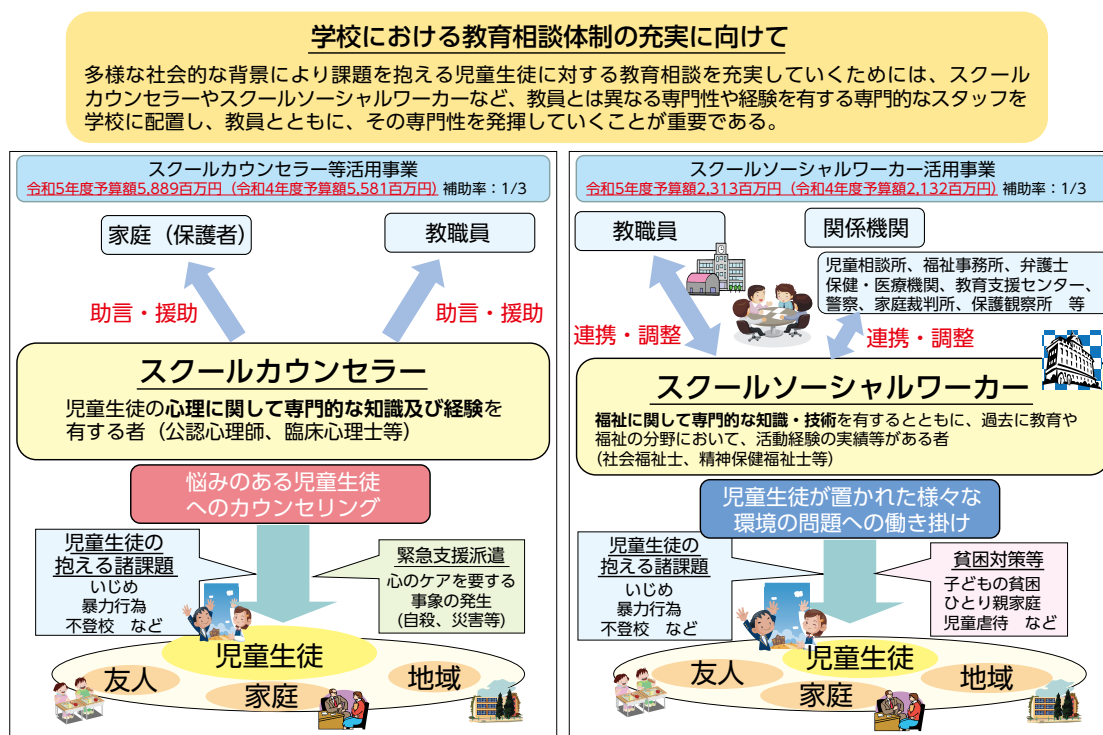


加えて、犯罪被害に遭った児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、教職員の資質能力の向上に向けた研修等の実施や、教育委員会等を対象とした会議等における警察等関係機関と連携した犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて、学校における相談体制の充実を図っている。

**【施策番号 54】**

イ 教員が犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、大学の教職課程においては、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談の理論及び方法が必修とされている。また、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施している。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供：文部科学省

**(16) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進**

**【施策番号 55】**

人格形成の途上にある少年が犯罪被害を受けた場合には、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その精神的打撃の軽減を図るため、少年補導職員（令和4年4月現在、全国で859人（前年：880人）配置）等による指導・助言やカウンセリング等の継続的な支援を行っている。

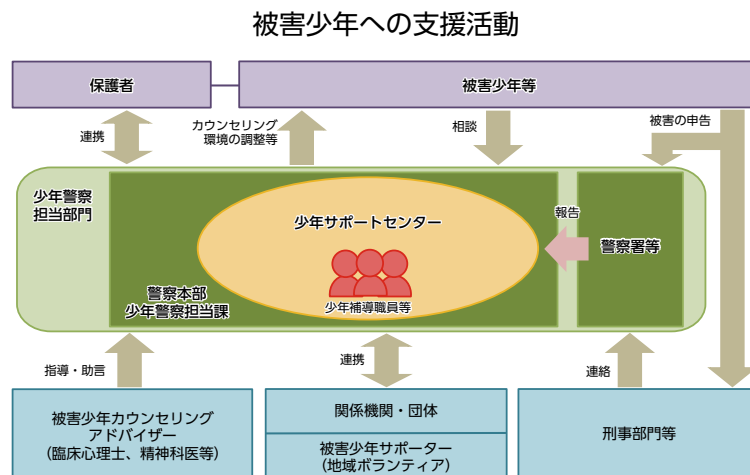
被害少年の支援については、公認心理師等

の資格を有する部内カウンセラーによる支援体制の充実を図るとともに、臨床心理学、精神医学等の高度な知識・技能を有する部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱（令和4年4月現在、全国で136人（前年：137人）委嘱）し、その指導・助言を受けながら適切に支援を行っている。

令和4年中、児童ポルノ事犯の検挙を通じて新たに特定された被害児童の数は1,487人であり、このうち19.0%は抵抗する手段を持たない小学生以下の低年齢児童であるほか、SNSの利用に起因して児童買春等の被

害に遭った児童の数が1,732人に上るなど、こどもの性被害をめぐる情勢は依然として厳しい状況にある。警察においては、このような情勢を踏まえ、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会

議決定）に基づき、関係府省庁と連携し、被害児童の迅速な保護及び適切な支援に向けた取組を推進している（P 31 トピックス「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の策定」参照）。



**(17) 警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実**

**【施策番号 56】**

警察においては、令和5年4月現在、47都道府県警察で計182人（うち公認心理師又は臨床心理士の資格を有する職員145人）の部内カウンセラーを配置するとともに、全ての都道府県警察においてカウンセリング費用の公費負担制度を運用している（P10【施策番号15】参照）。

警察におけるカウンセリングの様子（模擬）



**(18) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供**

**【施策番号 57】**

厚生労働省（性と健康の相談センターにつ

き令和5年度からはこども家庭庁）においては、性犯罪被害者その他の緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等を通じて情報提供を行っている。

**(19) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用**

**【施策番号 58】**

厚生労働省においては、医師、看護師等が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪・性暴力等の被害者への支援に取り組んでいる、実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」を作成し、ウェブサイト (<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html>) 等で周知している。

**(20) ワンストップ支援センターの体制強化**

**【施策番号 59】**

ア 内閣府においては、ワンストップ支援センター（P187 基礎資料8参照）について、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

## トピックス

## 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」の策定

児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組については、平成29年4月に「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」（子供の性被害防止プラン）が策定され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に、関係府省庁が緊密な連携・協力を図りながら、政府全体で同計画を推進することとされた。

同計画策定からこれまでの間、児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応をはじめ、様々な施策が推進されたが、我が国の現状を見ると、スマートフォン等のインターネット接続機器等が児童に普及する中で、SNSに起因する児童買春・児童ポルノ禁止法違反等に係る被害児童数は高水準で推移している。

こうした情勢や課題に対応するため、令和4年5月、犯罪対策閣僚会議において、同計画に新たな施策を追加するなどした「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」が策定された。

同プランには、警察の主な施策として、児童が性的搾取等の被害に遭わないための環境対策、児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備、児童の性的搾取等事犯に対する取締りの強化と厳正な対応等の対策が盛り込まれており、警察では、同プランに基づき、関係機関・団体等と連携して取組を推進している。

## 子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022概要

## 現行プラン

平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会までを視野に入れたプランを決定

## 情勢・課題

- ・加害者との接触を媒介するツール等の普及、多様化等
- ・SNSに起因する児童買春事犯・児童ポルノ事犯が高水準で推移
- ・国際社会との連携・情報発信強化の必要性 など

## 新プランの策定

- ・現行プランの6つの柱を維持しつつ、各柱の施策について、今後継続すべき施策に現在の情勢・課題を踏まえた施策を新たに追加
- ・今後5年間を目途に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめ
- ・進捗状況についてフォローアップを実施

## 新規追加施策

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
  - 地域の関係機関への情報発信等を通じ、地域の関係機関・団体等の連携・協力による児童の性的搾取等の撲滅に向けた取組の促進
  - 児童買春等の法令違反のサービス提供が行われないよう、旅行業者等による自己点検や国・地方公共団体による立入検査を通じた指導の実施
  - 「若年層の性暴力被害予防月間」を実施し、関係府省、地方公共団体、関係団体等と連携・協力し、A V出演被害、「J Kビジネス」等の若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や被害に遭った場合の相談先の周知を推進
  - 虐待、性的搾取等・性暴力等の分野における取組を取りまとめた「子どもに対する暴力撲滅行動計画」に基づく、関係府省庁の連携した取組の実施
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
  - 性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切に教育などの推進

- 3. 児童の性的搾取等に使用されるツールや場所等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進**
- SNS事業者団体の青少年保護活動に参画し、被害実態に関する情報提供を行うとともに、個々の事業者における自主的な対策強化を促進
  - SNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進するとともに、AI技術の活用など効果的な手法の導入を検討
  - 官民が連携し、AV出演被害問題・「JKビジネス」・援助交際等の性的搾取等の根絶を目指し、被害防止に係る取組を推進
  - 被害場所の実態把握、被害場所に関する分析を実施し、関係府省庁の協力を得て関係団体等へ情報を提供
- 4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進**
- 児童相談所、教育機関、法務局等において面接等に加え、SNSの活用による相談しやすい環境整備を実施
- 5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生**
- 矯正施設に収容中の性犯罪者等について、矯正施設収容中から医療機関等の医師や社会福祉士等の専門家による面接を実施し、個々人の特性やニーズに応じた医療機関等による多様な方法、内容による退所後の治療等につなげ、再犯防止を推進
  - 刑事手続の終了後も、地域社会において性犯罪者に対するカウンセリング等再犯防止に向けた支援が提供されるようにするなど、国と地方公共団体とが連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進
  - 仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着義務付けなど、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を踏まえた所要の検討を実施
- 6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の整備・強化**
- 過去40年間の懲戒免職処分歴等の情報検索が可能な「官報情報検索ツール」の更なる活用の促進や児童生徒に対して性暴力に及んだ教育職員のプロフェッショナルの徹底
  - 保育士資格について、特定免許失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討するとともに、性暴力等を行ったベビーシッターに対する業務停止命令等に関する情報を共有・公表する仕組みの構築を検討
  - 教育・保育施設等やこどもが活動する場等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に向けた検討
  - 児童が対象となる場合を含め、競技者に対する性的意図を持った写真や動画の撮影・流布等によるハラスメントについて、関係団体・関係省庁とも連携しつつ、問題に関する啓発等、防止に向けた取組を推進
  - 子供に対する性被害に対処するための刑事法の整備について、性犯罪に対処するための法整備に関する法制審議会の審議結果を踏まえた所要の検討を実施

により、24時間365日対応化、拠点となる病院における環境整備等の促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制の確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図っている。また、ホームページや毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」により、全国共通番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、令和4年11月から、ワンストップ支援センターの通話料の無料化を実施している。さらに、性暴力被害者のための夜間休日コールセンターを運営するとともに、若年層等の性暴力被害者が相談しやすいよう、SNS相談「Cure time（キュアタイム）」を実施し、相談支援体制の充実を図っている。

令和4年度上半期における、ワンストップ

支援センターに寄せられた相談件数は3万2,367件であった（令和2年度同期は2万3,286件、令和3年度同期は2万9,319件）。

また、令和4年6月に施行されたAV出演被害防止・救済法<sup>\*</sup>の相談窓口となるワンストップ支援センターについて、被害者の心身の状態及び生活の状況等に配慮した適切な対応ができる相談体制の整備を図った。

ワンストップ支援センター全国共通番号



提供：内閣府

<sup>\*</sup> 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律



## 性暴力に関するSNS相談「キュアタイム」



提供：内閣府

## 【施策番号 60】

イ 警察庁においては、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実を促進するため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」等を通じ、ワンストップ支援センターの体制強化や性犯罪・性暴力被害者支援に関する情報を提供している。

## 【施策番号 61】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等の医療関係者等からワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。

## 【施策番号 62】

エ 厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P22【施策番号 39】参照）の内容に、医療機関におけるワンストップ支援センターの設置の有無に関する項目を設け、地域住民や患者に対して情報提供を行っている。

## 【施策番号 63】

オ 前記施策のほか、関係府省庁において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、障害者等を対象とした支援事例を把握し、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策の検討を進めてきた。今後は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令

和5年3月30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）に基づき、障害者や男性等を含む様々な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実のための施策を検討していく（警察庁における取組については、P96【施策番号 223】参照）。

## (21) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

## 【施策番号 64】

ア 警察庁においては、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進するとともに、都道府県臨床心理士会の被害者支援担当者を集めた研修に職員を派遣し、犯罪被害者等施策に関する講義を実施している。

また、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）の実施に当たり、一般社団法人日本臨床心理士会、都道府県臨床心理士会及び臨床心理士受験資格に関する指定大学院に啓発イベントの開催を案内し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるなどしている（犯罪被害者週間については、P116トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

## 【施策番号 65】

イ 警察庁においては、社会福祉士がインターネットを通じていつでも基本法や第4次基本計画の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成に関して、公益社団法人日本社会福祉士会と協力し、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。

また、厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、同会、都道府県社会福祉士会、社会福祉学科等を設けている大学、公益社団法人日本看護協会等に啓発イベントの開催を案内し、社会福祉士等の参

## 講演録

## 過去とともに生きるということ

～性暴力サバイバーの闘いと回復～



工藤 千恵（性暴力サバイバー、大分県男女共同参画審議会委員）

初めまして、性暴力サバイバーの工藤千恵と申します。きょうは私が経験した被害のことや、その後の回復の道のりなどをお話ししたいと思います。

もうすぐ11月12日ですが、私は毎年この日に特注のケーキを買います。実は、私が被害に遭った日です。どうしたって、その日は必ずやって来ます。だとして自分から待ち構えてしまいたい。そう思って回復してきた自分を祝う、二つ目の誕生日にしよう決めました。ケーキの上に「Happy Re Birthday」と書いてもらうのが、お決まりです。「Re Birthday」には再生・復活・再誕の日という意味合いがあります。

あの日から42年がたちました。8歳の時、塾の帰りでした。一人で歩いていると見知らぬ男に手首をつかまれ「声を出したら殺すぞ」と言われました。「助けて」と声を出そうにも出ず、ビニールハウスのすき間に押し倒されました。ただただ怖かったです。

通りかかった人が通報してくれ保護されました。私は泣くこともなく茫然としていました。警察で私だけ殺風景な部屋に通され男性警察官にたくさん質問されました。今受けたばかりのことを話すのはつらくて、まるで責められているように感じたのを覚えています。

両親と家に帰って、やっと母に言えたのは「私、汚れてしまった」でした。母がお風呂で「きれいになるからね」と優しく洗ってくれました。うれしかった記憶ですが、そうしてもらったことで、やっぱり私は汚れたんだと思いました。

翌朝の新聞に小さな記事で載りました。「A子ちゃん8歳」というふうに出ました。母に言われて学校に登校しましたが、教室に入ると質問攻めに遭いました。「知らない、私じゃない」と言うしかできずに、その日から心を閉ざしました。学校では今まで通りにしましたが、また聞かれるかもしれないとビクビクして、どうしたら目立たないか、そんなことばかり考える毎日でした。

家では温厚な父が大声で怒鳴るようになり、ショックでした。なので、いつまでも落ち込んでいけなく、何事もないように振る舞おう。心も体も感覚をなくしていきました。

中学生になって、みんなもあのことは忘れていだろうと、前向きに学校生活を送っていました。そんな中、2年生の時に友達とおしゃべりをしていて「小学3年生の時に事件あったよね」と突然聞かれました。目の前が真っ白になって、音を立てて何かが崩れるような気がしました。私は一生、被害者のレッテルを貼ったまま生きるしかないのかと思いました。やり切れずに非行に走り出しました。お酒を飲んだり、高校生のバイクに乗せてもらって事故で死ねたらと思ったりしました。3年生になると体が女性らしく変化してくる。きつとまた被害に遭う、自分のいやらしい体のせいだというふうに感じました。スカートをはかず、赤やピンク、花柄、レースは嫌い。胸をつぶしたくてサラシを巻いたりもしました。

高校でも部活で青春らしい時間を過ごすとか、勉強に集中するとかもできませんでした。

高校卒業後、人生をリセットさせたくて東京に進学しました。うまくいくと思ったんですが、体が悲鳴を上げ始めました。体重が10キロ減り、あばら骨が出て痛くて寝返りができないほどに痩せ、生理も止まりました。18歳の時に初めて病院に行きました。体調不良が被害とつながっているとは思わず、ホルモン注射とかの治療を受けましたが、副作用で肌がボロボロになりました。子宮の病気になるって、子どもは産めないかもしれないと宣告をされ、自分の人生が終わったように感じました。そんな中でも進学した学校で映画に出会ったのが、私にはとても大きなことでした。週に5本は映画を見る生活で、映画の登場人物をとおして感情の疑似体験ができるのが新鮮でした。自分の中に感情があることを思い出し、生きている感覚になった。映画は回復へ向けての一つのツールだったのかなと思います。

もう一つ回復のきっかけは交通事故。20歳の時に横断歩道で車にはねられ、奇跡的に助かりました。こんなことが起こっても私は死なない。ずっと死にたいと思っていたけれど、死ぬことを前向きに諦めた自分がいました。

何か吹っ切れた気がして、仮面をかぶって自分を押し殺してきたのが、バカみたいと思ったんですね。好きなことをしたいと、旅に出たり、おいしいものを食べたり、自分のために生きることができるようになりました。

21歳の頃、高校の同級生だった今の夫と再会してお付き合いが始まりました。それまでは男性とのお付き合いや結婚なんて無理だと諦めていました。性暴力の被害を初めて話した相手も彼でした。一緒にいる時にフラッシュバックが起き過呼吸になり涙が止まらなくなった時でした。彼は少し驚いた様子でしたが、「大丈夫」と言って体を優しくさすってくれました。汚れ物のように扱われなかったことがうれしかった。否定されず受け入れてもらった初めての経験で、自分を自分が認めて受け入れるきっかけにもなったように思います。

回復の道を歩み始めたんですが、スムーズにいかないのも現実です。買い物依存症、アルコール依存症、性依存症で自分を見失いました。今では回復過程でさまざまな依存症になることもあると知っていますが、当時は情報がなかったのです。

もう一つ、私を苦しめたのは幸せへの恐怖です。少しでもいいことが続くと、幸せになれるはずがない、この幸せもきっとなくなってしまうと感じ、自分から壊していました。

25歳で結婚しました。生活は大きく変わりましたが、依存症は完治したわけではなく、衝動を抑え込もうとして反動が出て、家事もこなせない新婚生活でした。そんな中、奇跡的に子どもを授かり、子どもの世話をすることで人間らしい生活を送れるようになりました。

子どもの手が少し離れたかなと思い始めた頃、娘が8歳になりました。すると、8歳、8歳という年齢が私の中をグルグル回り始め、事件を思い出し落ち着かなくなりました。娘も被害に遭うかもしれないと不安が膨らみ、学校から帰宅が遅くなるとパニックになる。過呼吸で病院に運ばれることもあり、気持ちも体も疲れ果ててしまいました。でも、本当に不安だったのは夫や娘のほうです。そう気づいた時に8歳の娘に自分の被害のことを話したら「理由がわかってほっとした」と言ってくれました。私の症状も落ち着いてきました。

40歳を迎えて大きな転機がありました。客観的に過去にも向き合えるようになり、自分と同じような当事者に会ってみたいと、ネットの検索で団体を見つけ大切な仲間に出会いました。過去を振り返りながらも明るく共感し合える時間は私の心を溶かしていきました。地元で犯罪被害者支援ボランティアの研修を受けたところ、支援センターの方に声をかけていただき、2014年春に人前で初めて被害経験を語りました。間もなく地元の新聞社から取材依頼があり、記事が大きく載りました。以来、全国を講演に歩いています。性暴力は別世界の出来事ではないと感じてもらうために実名で活動をしています。

ただ、赤いワンピースを着て講演に行くと会場に戸惑いが広がるのを感じます。「被害者は被害



者らしく」という偏見があるのだと思います。「かわいそうな人」のレッテルを貼られ、社会が思う被害者像を求められ過ぎると、笑ってはいけない、幸せになってはいけないと思ひ込んでしまいます。偏見が被害者の生きづらさを生んでいることを知ってほしい。

今は表面的には何事もなかったように過ごせています。ただ、後遺症が何もないのかというと、実はそうではありません。突然、涙が止まらなくなり、男性の大きな声でパニックになりそうな時もあります。完全に元に戻れないのも残念ながら現実です。乗り越えたものはたくさんありますが、苦しみがゼロになることもない。だからといって、人生は終わりじゃないと思っています。何の問題もない私になることは難しいですが、症状と付き合っただけで幸せに生きることはできる。そのことを私の生き方で証明できたらと思っています。

サバイバーさんには「生きる力・回復する力・幸せになる力」があって、トラウマや苦しみを持ったままでも心から笑える日を迎えることができる。回復の先には光があるんだと伝えていきたいなと思っています。過去は変えられないけれど、未来はきっと一つではないし、変えていける。性暴力の被害者も加害者も傍観者も生まない社会になるように、一緒に考えてもらえたらと思っています。

※本講演録は、「全国犯罪被害者支援フォーラム 2022」における犯罪被害者による講演「被害者の声」の概要をまとめたもの。

加を呼び掛けるなどしている。

#### 【施策番号 66】

ウ 警察庁においては、公益社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進するとともに、同会が開催する研修会を後援し、また、犯罪被害者等施策に関する資料を提供するなどして、専門職の養成に協力している。

さらに、文部科学省及び厚生労働省と連携し、犯罪被害者週間の実施に当たり、同協会、同会等に啓発イベントの開催を案内し、公認心理師の参加を呼び掛けるなどしている。

#### 【施策番号 67】

エ 警察庁においては、犯罪被害者週間の実施に当たり、犯罪被害者等施策に係る団体に対して、啓発イベントの開催を案内し、犯罪被害者等施策に係る専門職の参加を呼び掛けるなどしている。

#### (22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

##### 【施策番号 68】

文部科学省においては、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、会議等を通じて促している。

各法科大学院においては、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、その法的地位、損害回復の方法、支援における課題等について考察する「被害者学」、「被害者と法」等の授業科目を開設するなどの取組を行っている。

#### (23) 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

##### 【施策番号 69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度（P22【施策番号 39】参照）を運用し、犯罪被害者等を含む地域住民や患者が医療に関する情報を得て、適切に医療機関を選択できるよう支援している。



**(24) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い****【施策番号 70】**

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療機関等における個人情報の適切な取扱いを確保するため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、老健局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

また、厚生労働省においては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）を定め、医療機関等に適切な対応を求めている。

さらに、医療法に基づき設置されている都道府県等の医療安全支援センターにおいては、患者やその家族から個人情報の取扱

いを含めた医療に関する苦情・相談を受けた場合には、当該患者等又は苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行うこととされている。

加えて、個人情報保護委員会及び厚生労働省においては、医療保険者について、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日付け個人情報保護委員会事務局長、厚生労働省保険局長通知）等の関連ガイダンスを定め、健康保険組合等に適切な対応を求めている。

**【施策番号 71】**

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険利用に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法等に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応を行っている。

**2 安全の確保（基本法第15条関係）****(1) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討****【施策番号 72】**

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を運用している。

平成19年12月には同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後における加害者の処遇状況等について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。平成26年4月以降は、加害者の受刑中の刑事施設における褒賞及び懲罰の状況についても通知することとした。

また、平成19年12月以降、犯罪被害者等の希望に応じ、保護処分決定後における加害者の処遇状況等について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知している。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。平成26年4月以降は、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況についても通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇状況に関する事項の一つとして、従前は保護観察の終了予定年月のみを犯罪被害者等に通知していたが、同月以降は、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況についても通知

することとした。

令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について、新たに設けられた退院審理に関する事項及び再開後の保護観察中の処遇状況に関する事項についても通知することとした。また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、被害者等通知制度を利用する犯罪被害者等に心情等伝達制度を周知し、問合せに応じて同制度の説明を行っている。

同年中の被害者等通知制度による通知希望者数は7万8,377人であり、実際の通知者数(延べ数)は12万8,987人であった。

被害者等通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数(延べ数)
平成29年	73,503	128,630
平成30年	76,144	131,209
令和元年	76,590	132,443
令和2年	79,286	131,351
令和3年	80,894	133,987
令和4年	78,377	128,987

提供：法務省

## (2) 医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用

### 【施策番号73】

保護観察所においては、平成30年7月から、犯罪被害者等の希望に応じ、医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報を提供している。具体的には、加害者の氏名、加害者の処遇段階(入院処遇、地域社会における処遇又は処遇終了)及びその開始又は終了年月日、地域社会における処遇中の保護観察所による加害者との接触状況等を情報提供している。令和4年中に情報提供を行った件数は、22件であった。

## (3) 更生保護における犯罪被害者等施策の周知

### 【施策番号74】

法務省においては、更生保護における犯罪被害者等施策について、パンフレットやリーフレットを作成・活用するほか、同施策を利用した犯罪被害者等の体験談等を法務省ウェブサイト([https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08\\_00011.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo08_00011.html))に掲載するなどして、同施策の広報や関係機関・団体等に対する周知に努めている。

## (4) 被害者等通知制度の周知

### 【施策番号75】

検察庁において、検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を配布するなどして、同制度を周知している。

## (5) 加害者に関する情報提供の適正な運用

### 【施策番号76】

警察においては、「再被害防止要綱」(平成31年3月27日付け警察庁刑事局長等通達別添)に基づき、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と再被害防止対象者の要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、平成13年10月から出所情報通知制度を運用している。具体的には、警察から再被害防止措置に必要となる受刑者の釈放等に関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指

定帰住地等)の通報要請があった場合において、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合において、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定を通知している。

同制度については、会議等において周知するとともに、実務担当者から犯罪被害者等に案内している。

令和4年中の同制度による通知希望者数は570人であり、実際に通知を受けた者の数は410人であった。

出所情報通知制度の運用状況

年次	通知希望者数	通知者数
平成29年	438	394
平成30年	523	416
令和元年	459	417
令和2年	460	413
令和3年	588	418
令和4年	570	410

提供：法務省

## (6) 警察における再被害防止措置の推進

### 【施策番号77】

ア 警察においては、13歳未満のこどもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その所在確認を実施しているほか、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

平成17年6月から令和4年12月末までに法務省から情報提供を受けた対象者数は2,498人である。

### 【施策番号78】

イ P38【施策番号76】参照

## (7) 警察における保護対策の推進

### 【施策番号79】

警察においては、暴力団による犯罪の被害

者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、総合力を発揮した保護対策を推進している。

具体的には、「保護対策実施要綱」（平成31年3月28日付け警察庁次長通達別添）に基づき指定した身辺警戒員に対する教育訓練を実施し、防犯カメラ等の必要な装備資機材を整備するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する場合には、その費用の一部を補助することとしている。

## (8) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

### 【施策番号80】

検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等からの事情聴取の結果等を踏まえ、その安全の確保を考慮して裁判所に意見を提出するとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、犯罪被害者等に対する安全配慮についての検察官等への周知に努めている。

## (9) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化

### 【施策番号81】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事案等に関し、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携した支援を行うなど、犯罪被害者等の視点に立った適切な対応を図っている。

また、令和4年度には、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者等に対して警察等への被害申告を呼び掛ける10か国語によるリーフレットを合計約22万8,000部作成し、関係国の在京大使館、非政府組織等の犯罪被害者等の目に触れやすい場所等に広く配布したほか、国内の主要空港の協力を得て、デジタルサイネージによる広報を実施するなどしている。

さらに、同リーフレットのほか、複数の



被害事例を警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/index.html>) 上に掲載するなどして、警察等への通報を呼び掛けている。これらのリーフレットや被害事例の作成に当たっては、非政府組織等と意見交換を重ね、犯罪被害者等の視点に立った分かりやすい内容とするよう努めている。加えて、人身取引事犯の被害者等の早期保護を図るため、平成19年10月から、警察庁の委託を受けた民間団体が市民から匿名で事件情報の通報を受け付け、これを警察に提供して捜査等に役立てる匿名通報事業を実施している。

なお、人身取引事犯の検挙状況等については、「令和4年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯等の取締り状況について」を警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/fuuzoku.html>) 上に掲載している。

児童虐待事案については、街頭補導、少年相談等のあらゆる警察活動を通じ、被害の早期発見及び児童相談所への確実な通告に努めている。また、平成22年2月から匿名通報事業の対象に児童虐待事案を追加しているほか、児童相談所長又は都道府県知事による児童の安全確認、児童の一時保護及び立入調査を円滑に実施するための援助や要保護児童対策地域協議会等への参画等、児童相談所、学校等の関係機関との連携強化に努めている。

厚生労働省（こども関係施策につき令和5年度からはこども家庭庁）においては、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引事犯の被害者等の保護・支援に関し、婦人相談所と児童相談所、警察等の関係機関との緊密な連携が不可欠であることを踏まえ、当該連携の充実を図っている。特に、配偶者等からの暴力事案の被害者の保護・支援については、関係機関相互の認識の共有・調整が不可欠であることから、婦人相

談所においては、警察、福祉事務所等の関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、広報・啓発活動も行っている。

令和3年度から、婦人相談員を配置している市区における婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働のためのネットワーク（協議会）の構築・運営を支援する「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業」を実施している。

また、児童相談所においては、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けたこども等の要保護児童の通告等について、警察との連携を図っている。児童虐待事案については、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）に基づき、児童相談所と警察との間で共有する情報を明確化し、情報共有の充実・強化を図るなど、児童虐待事案への対応における連携を強化している。

#### 匿名通報ダイヤル



#### 【施策番号 82】

イ 警察庁及び文部科学省においては、警察



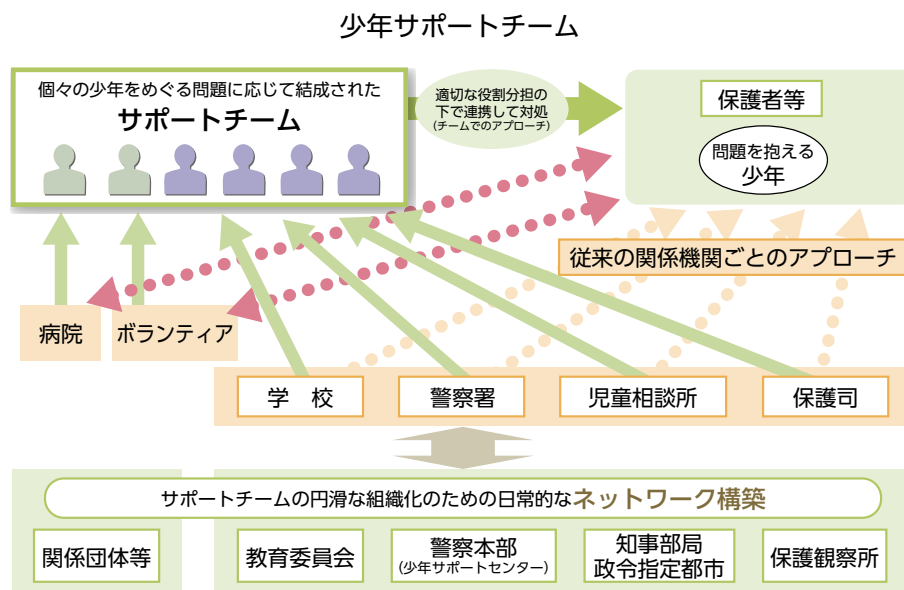
と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、いじめ等の問題行動による再被害の防止に努めている。

また、警察においては、いじめ等の学校における問題行動等への対応等を行うため、退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置しており、令和4年4月現在、44都道府県で約860人を配置しているほか、非行や犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行っている。同

年度も、同チームの効果的な運用等を図るため、警察及び関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、学校と警察が連携して児童生徒の問題行動に対応できるよう、教育委員会に対し、生徒指導担当者を対象とした会議や通知等を通じて連携体制の整備を促している。

また、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」（平成17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を踏まえ、虐待を受けているこどもをはじめとする支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について、教育委員会等に周知している。



## (10) 犯罪被害者等に関する情報の保護

### 【施策番号 83】

ア 検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他の被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度や、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどの措置をとることができる制度等について円滑な運用を図っている。また、法務省・検察庁においては、

会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、犯罪被害者等に関する情報を適切に管理するよう、会議や研修等の機会を通じて周知徹底を図っている。

### 【施策番号 84】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な対応を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮した適切

な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察官等への周知に努めている。

#### 【施策番号 85】

ウ 法テラスにおいては、常勤弁護士を含む職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施するなどして、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分配慮するよう指導している。

#### 【施策番号 86】

エ 総務省においては、平成16年に関係省令等を改正し、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の被害者（以下「DV被害者等」という。）の住民票の写しの交付等を制限する支援措置を講じた。また、平成18年6月に成立した住民基本台帳法の一部を改正する法律により、犯罪被害者等の保護の観点も含めた住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的な見直しを行い、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できる従前の制度を廃止し、個人情報保護に配慮した制度として再構築した。平成20年には、同様の観点から住民基本台帳法を再度改正し、住民票の写し等の交付制度の見直しを行った。平成24年には、関係通知を改正し、支援措置の対象として、ストーカー行為及び配偶者等からの暴力等に加え、児童虐待その他これらに準ずる行為を追加した。

さらに、平成30年には、加害者の代理人から住民票の写しの交付の申出等があった場合には加害者と同視して対応すること、裁判所に提出する必要があるとの理由により犯罪被害者に係る住民票の写しの交付の申出等があった場合には裁判所からの調査嘱託に対応する方法によること等について、それぞれ通知を発出した。

選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、平成29年に、それ以前の関係通知の内容を踏まえ、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案の加害者から支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧

の申出があった場合には拒否すること並びに加害者以外の第三者から選挙人名簿の抄本の閲覧の申出があった場合であっても、当該申出に係る選挙人が支援対象者であるときは、閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認め、閲覧を拒否できること等、一層の厳格な取扱いについて通知した。

令和3年10月に行われた衆議院議員総選挙及び令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙に際しても、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧については、平成29年の通知を踏まえて運用を行うよう各都道府県選挙管理委員会へ通知しており、選挙人名簿の抄本の閲覧制度の厳格な取扱いについて周知徹底を図っている。

#### 【施策番号 87】

オ 法務省においては、平成24年から、戸籍事務について、戸籍法第48条第2項の規定に基づき、DV被害者等の住所、電話番号等の記載がある届書等の閲覧請求又は当該書類に記載された事項に関する証明書の交付請求がなされた場合であって、DV被害者等から市区町村長に対してその住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れがなされ、かつ、住民基本台帳事務における支援措置が講じられているときは、同事務における支援期間が満了するまでの間、DV被害者等の住所等が覚知されないよう適宜の方法でマスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。平成26年からは、DV被害者等の保護の観点から、申入れを行ったDV被害者等から再度申入れを行う意思がないことを確認できるまでの間は、同事務における支援期間が満了していないものとみなして、マスキングを施した上で、閲覧請求又は交付請求に応じることとしている。

また、不動産登記事務について、平成25年から、不動産の所有権等の登記名義人が登記義務者として当該権利の移転等の登記を申請するに当たり登記記録上の住所

から転居している場合であって、当該登記義務者が、DV被害者等として住民票の写しの交付等を制限する支援措置を受けている支援対象者であるときは、当該支援対象者からの申出により、当該登記の前提である登記名義人の住所の変更の登記を要しない取扱いとしている。平成27年からは、支援対象者が新たに登記名義人となる場合についても、当該支援対象者からの申出により、現住所の登記を要しない取扱いとしている。

さらに、登記所に保管されている登記申請書及びその附属書類については、利害関係人による閲覧が認められているところ、同年から、これらの書類のうち支援対象者の現住所が記載されている部分については、当該支援対象者からの申出により、閲覧を制限する取扱いとしている。

なお、令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律により不動産登記法の一部が改正され、DV被害者等の住所が公開されて生命・身体等に不利益が生ずることがないようにする観点から、これらの運用上の取扱いをより合理的なものと改め、法制上の措置とすることとされた。具体的には、登記記録に記録されている自然人の住所が明らかにされることにより人の生命・身体に危害を及ぼすおそれがある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合において、その者からの申出があったときは、登記事項証明書等にその住所に代わる事項が記録されることとなった（同法第119条第6項。令和6年4月施行）。

加えて、供託事務について、平成25年から、DV被害者等から被害の相談に関する公的証明書をもって供託官に対して申出があった場合には、DV被害者等が供託物払渡請求書に記載する住所について、都道府県までの概括的な記載にとどめることを認める取扱いとするとともに、供託物払渡請求がなされた後に当該申出がなされた場

合であって、利害関係人から供託物払渡請求書の閲覧請求がなされたときは、DV被害者等の住所等が覚知されないようマスキングを施した上で閲覧請求に応じることとしている。

### 【施策番号 88】

カ 国土交通省においては、登録事項等証明書の交付事務を行っている運輸支局等に対し、「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成26年7月11日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通達）により、軽自動車検査協会に対し、「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」（平成27年1月26日付け国土交通省自動車局整備課長通達）により、それぞれ犯罪被害者等に関する情報の保護に係る手続の厳格な運用を示達するとともに、犯罪被害者等に関する情報管理の徹底を図っている。犯罪被害者等からの当該通知に基づく取扱いの実施に係る申請件数は、令和5年2月末時点、運輸支局等が590件、軽自動車検査協会が351件であった。

また、平成26年9月から、登録事項等証明書に関し、自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）において出力制限を実施することができるようにしており、犯罪被害者等に関する情報管理の一層の徹底を図っている。

さらに、登録官研修等において、犯罪被害者等の保護のための取扱い及び個人情報保護の重要性に関する研修を実施している。その際、被害相談窓口において、当該取扱いを犯罪被害者等に周知してもらうため、当該窓口を所管する相談機関等と平素から緊密に連携するよう指導している。

### 【施策番号 89】

キ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名



発表・匿名発表について引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者が参加する会議等の機会を通じて都道府県警察を指導している。

(11) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号 90】

P13 【施策番号 25】 参照

(12) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号 91】

P13 【施策番号 26】 参照

(13) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

【施策番号 92】

ア 令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童虐待の防止等に関する法律が改正され、国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市区町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないと規定され、児童相談所においては、配偶者暴力相談支援センターと連携をさらに強化し、児童心理司等によるこどもに対する精神的ケア等の支援を行っている。

一方、児童虐待の相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、必要な体制強化やサービスの充実を図るため、令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により改正された児童福祉法及び母子保健法において、こどもや家庭に対し包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事支援等、こどもや家庭を支える事業の創設を行うこととしている。

内閣府においては、配偶者等からの暴力事案がそのこどもにも悪影響を及ぼすこと

に鑑み、こどもに対する精神的ケア等の支援の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進している。令和2年度から、「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」を実施して、民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケア等を支援している。また、女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業において、配偶者暴力の被害者に対する相談・支援に従事する官民の関係者を対象としてオンライン研修教材を作成・提供し、研修項目に児童虐待に関連した項目を追加するとともに、研修対象者に児童相談所職員等児童虐待対応の関連部署を追加している。

【施策番号 93】

イ 警察においては、児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努めるとともに、都道府県警察本部に「児童虐待対策官」を設置し、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図っている。

【施策番号 94】

ウ 法テラスにおいては、全国の地方事務所において、児童虐待の被害児童又は被害を受けるおそれのある児童に対し、必要に応じて、弁護士による法律相談を実施している（DV等被害者法律相談援助）。

この取組を周知するため、各地の弁護士会、各地方公共団体の所管課、児童相談所等の関係機関に対し、業務説明を行うとともに、広報用のポスターやポケットカードを作成し、小中学校や関係機関等へ配布している（令和4年度は小中学校等

児童虐待をテーマにした  
DV等被害者法律相談援助広報用ポスター



提供：法務省

同ポスター添付のポケットカード



提供：法務省

児童虐待をテーマにした  
制度周知用アニメーション動画



提供：法務省

宛てにポスター 7,029 枚配布)。さらに、児童虐待をテーマにした制度周知用アニメーション動画を法テラス公式 YouTube (<https://www.youtube.com/channel/UC0PpTUQPriW83GX8CFONJEg>) へ掲載するとともに、動画広告としても放映するなどしている。

【施策番号 95】

エ 文部科学省においては、緊急総合対策を踏まえ、①学校における児童虐待事案の早期発見に向けた取組及び通告、②関係機関との連携強化のための情報共有、③児童虐待防止に係る研修の実施等の積極的な対応等について、都道府県教育委員会等に通知した。

また、平成 31 年 2 月には、千葉県野田市における小学 4 年生死事案の発生を受け、文部科学副大臣を主査とする省内タスクフォースを設置して再発防止策を検討するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、児童虐待事案に係る情報の管理及び関係機関の連携に関する新たなルールについて、都道府県教育委員会等に通知した。

さらに、令和元年 5 月には、学校・教育委員会等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成・公表した。

このほか、児童生徒の相談をいつでも受

けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、教育相談体制の整備を支援している。

#### 【施策番号 96】

オ 文部科学省においては、地域における児童虐待事案の未然防止等に資する取組として、子育てに関する悩みや不安を抱えながら、自ら学びの場や相談の場等にアクセスすることが困難な家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組を推進している。令和4年度におけるチーム数は1,031である。

また、地域において児童虐待事案に早期に対応できるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室等の地域学校協働活動関係者等が児童虐待事案への対応に当たって留意すべき事項をまとめた「児童虐待への対応のポイント～見守り・気づき・つなぐために～」(令和元年8月作成、令和4年11月一部改訂)を活用するよう周知している。

さらに、令和4年11月の児童虐待防止推進月間に先立ち、児童虐待の根絶に向けた文部科学大臣のメッセージを、こどもの育ちに関わる全国の学校・地域の関係者や保護者に加え、全国のこどもたちに対しても発信した。

#### 家庭教育支援チームによる家庭訪問の様子



提供：文部科学省

#### 【施策番号 97】

カ 厚生労働省(令和5年度からはこども家庭庁)においては、緊急総合対策に基づき、こどもの安全確認ができない場合における立入調査の実施等、全てのこどもを守るためのルールの徹底等に取り組んでいる。また、緊急総合対策を受けて決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、令和4年度末までに、児童相談所の児童福祉司を平成29年度(約3,240人)から2,020人程度増員するとともに、こども家庭総合支援拠点を含めた全ての市区町村に設置することとし、児童福祉司等の増員については、同プランの計画を1年前倒しで概ね達成しており、児童虐待に関する相談対応件数が引き続き増加している状況等を踏まえ、令和4年1月20日、増員の目標を当初の計画から更に505人増員した5,765人とする事とし、この目標を達成する見込みである。令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」(令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)に基づき、児童相談所や市区町村の体制強化を計画的に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、令和6年度末までに児童福祉司を6,850人体制とすること等を目標とした。

さらに、虐待を受けたと思われるこどもを発見した際等にためらわず児童相談所に通告・相談できるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」を運用している。これまで、児童相談所に電話がつながるまでの時間を短縮するため、平成28年4月に音声ガイダンスの短縮を行うとともに、平成30年2月には携帯電話等からの着信についてコールセンター方式を導入するなどの運用改善を進めてきたとこ



ろ、令和元年12月から、従来の「児童相談所全国共通ダイヤル」の名称を「児童相談所虐待対応ダイヤル」に変更するとともに、新たに「児童相談所相談専用ダイヤル」

を開設した。その上で、「児童相談所虐待対応ダイヤル」及び「児童相談所相談専用ダイヤル」の通話料の無料化を順次行い、利便性の向上を図った。

### 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」



提供：こども家庭庁

#### 【施策番号 98】

キ 厚生労働省においては、令和2年度から、婦人相談所における、DV被害者等が同伴するこどもへの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携するための「児童虐待防止コーディネーター」を婦人相談所に配置するための補助を実施している。令和4年度は11都道府県で実施した。

#### (14) 児童虐待防止のための児童の死亡事例等の検証の実施

#### 【施策番号 99】

社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、こども虐待による死亡事例等について分析・検証し、当該事例等から明らかになった問題や課題への具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめており、令和4年9月には、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）」を取りまとめた。

第18次報告においては、心中以外の虐待死（47例・49人）中0歳児が最も多く（31例・32人）、うち月齢0か月児が高い割合を

占めること、妊娠期・周産期における問題として「妊婦健康診査未受診」及び「予期しない妊娠／計画していない妊娠」が高い割合を占めること等が特徴として挙げられた。

#### (15) 再被害の防止に資する教育の実施等

#### 【施策番号 100】

ア 内閣府においては、配偶者等からの暴力による被害者支援の一環として、加害者に働き掛けることで加害者に自らの暴力を自覚させる加害者プログラムについて、地方公共団体の協力を得て行った試行実施の成果や課題等を踏まえ、令和4年5月、「試行のための留意事項」を策定・公表した。さらに、「試行のための留意事項」を活用しつつ、更なる試行実施を行ったところであり、その成果等の検証に基づいて「本格実施のための留意事項」（仮称）を取りまとめることとしている。

#### 【施策番号 101】

イ 法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付けている。同教育は、被収容者に対

し、自らの犯した罪と向き合い、その大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、犯罪被害者等のゲストスピーカーによる直接講話を実施するなど、犯罪被害者等の心情等の理解を深め、謝罪等の具体的な行動を促す指導に努めている。刑事施設における令和4年度の「被害者の視点を取り入れた教育」の受講開始人員は530人（前年度：468人）であり、少年院における同年度の同教育の受講修了人員は41人であった。さらに、同教育の更なる充実のため、令和2年度に外部有識者を招いた「刑事施設における「被害者の視点を取り入れた教育」検討会」を開催して、標準プログラムの改訂方針等について検討を行い、令和5年度からの運用開始に向け、令和3年度から同プログラムの改訂を進めている。

このほか、矯正施設においては、家庭裁判所や検察庁等から送付される処遇上の参考事項調査票等に記載されている犯罪被害者等の心情等の情報について、被収容者に対する指導に活用している。

## (16) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇

### 【施策番号 102】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事案等の加害者である保護観察対象者について、事案に応じ、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置がとられることを前提に、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、被害者等への接触の禁止等の事項を設定し、これを遵守するよう指導監督している。

また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムの受講を特別遵守事項として設定し、これを遵守するよう指導監督している。

さらに、事案に応じ、再被害の防止に資

する生活行動指針を設定し、これに即して行動するよう指導監督している。

仮釈放者、少年院仮退院者等については、仮釈放等審理において、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、一層適切に特別遵守事項を設定している。また、令和4年4月以降、収容中の特定保護観察処分少年について新たに設けられた退院審理についても、本制度の対象としている。

### 【施策番号 103】

イ 警察においては、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予者について、保護観察所と緊密かつ継続的に連携し、これらの者の特異動向等を双方で迅速に把握した上で、必要な措置を講じている。

（法務省における取組については、P48【施策番号 102】参照）

### 【施策番号 104】

ウ 法務省においては、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向等に配慮しながら誠実に対応するよう促すため、一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対し、平成19年から、しよく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において指導を行ってきた。令和4年10月からは、同プログラムの内容を充実させるとともに、実施対象を拡大した改訂後のプログラムにより、次のとおり個別指導を行っている。

（ア） 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した罪の重さを認識させるとともに、加害者が負うべき責任について考えさせる。

（イ） 犯罪被害者等の心情や置かれている状況等を理解させる。

（ウ） 犯罪被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考えについて整理させる。

（エ） 具体的なしよく罪計画を策定させる。

令和4年にしよく罪指導プログラムの実施が終了した人員は373人（前年：371人）

であった。

### (17) 再被害防止のための安全確保方策の検討

#### 【施策番号 105】

警察庁においては、DV被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態の把握等を目的として、平成29年度に「犯罪被害類型別調査」を実施した。また、関係府省庁と連携した犯罪被害者等の安全確保方策の検討に資するよう、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等の

把握のための調査を令和5年度中に実施予定であり、当該調査に向けた検討を行っている。

内閣府においては、配偶者等からの暴力の実態の把握等を目的として、令和2年度に「男女間における暴力に関する調査」において、配偶者からの暴力の被害経験の有無（回数を含む。）等について調査した。

法テラスにおいては、各地の弁護士会、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の被害児童や被害を受けるおそれのある児童を速やかに法律相談につなぐことができるよう体制の整備に努めている。

## 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

### (1) 職員等に対する研修の充実等

#### 【施策番号 106】

ア 内閣府においては、令和2年度から、性犯罪・性暴力被害者の相談支援に携わる職員等（ワンストップ支援センターの相談員、行政職員及び医療関係者）に対し、オンライン研修教材を作成し提供している。さらに、令和3年度から、センター長やコーディネーターを対象者に加えるとともに、オンライン研修を実施している。

#### 【施策番号 107】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任時に、各階級の役割又は職に応じ、犯罪被害者等支援に関する必要な知識・技能について教育を実施しているほか、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対し、犯罪被害者等支援や被害者カウンセリング技術等に関する教育及び研修を実施している。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者等による講演、支援の現場で犯罪被害者等に向き合い犯罪被害者等の心情への共感や理解が深い警察官や有識者による講演、犯罪被害者等支援担当者の体験記の配布等を実施している。

さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害の防止を図るための教育として、都道府県警察本部の犯罪被害者等支援担当課による警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領に関する教育、性犯罪被害者への支援要領に関する教育等を実施している。

#### 【施策番号 108】

ウ 警察庁においては、ストーカー事案及び配偶者等からの暴力事案への対策に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識・技能を修得させるための教育を実施している。

また、都道府県警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案に対処する警察官に対し、必要な教育を実施し、対処能力の向上を図っている。

#### 【施策番号 109】

エ 警察庁においては、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定した実践的なロールプレイング方式の訓練を行うなど、効果的な研修を実施している。

また、当該聴取方法の都道府県警察への更なる普及・浸透を図るため、その指導者



向けの研修を実施するなど、指導者の養成にも努めている。

**【施策番号 110】**

オ 警察においては、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び性犯罪被害者に対する支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施している。

**【施策番号 111】**

カ 警察においては、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施している。

**【施策番号 112】**

キ 法務省においては、検察官等に対する犯罪被害者等支援に関する講義や更生保護官署の職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等を実施しているほか、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員等を対象として、検察における犯罪被害者等の保護・支援に関する研修を実施するなど、職員の対応の向上に努めている（更生保護官署や矯正施設の職員に対する研修等については、P70 **【施策番号 164、165】**参照）。

**【施策番号 113】**

ク 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣するとともに、検察幹部が参加する会議等において、犯罪被害者等の心情に配慮して適切な対応に努めるよう指示するなど、職員の対応の向上に努めている。

**【施策番号 114】**

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修において、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行っている。

**【施策番号 115】**

コ 法務省においては、副検事に対する研修

において、交通事故の捜査・公判に関する留意点等を熟知した専門家等による講義や犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための講義を行っている。

**【施策番号 116】**

サ 法務省においては、検察官等に対する研修において、犯罪被害者等からの事情聴取時に配慮すべき事項等、犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を行うなどして、検察官等の意識向上に努めている。

**【施策番号 117】**

シ 法テラスにおいては、犯罪被害者支援の窓口となる全国の職員に対し、二次的被害の防止に関する研修等を実施している。

**【施策番号 118】**

ス 厚生労働省においては、犯罪被害者等を含む地域住民への適切な対応を図るため、民生委員が相談援助活動を行う上で必要不可欠な知識・技能を修得するための研修を実施する都道府県、政令指定都市、中核市に対し、当該研修に要する経費の一部を補助している。令和4年度に民生委員・児童委員研修事業を実施した地方公共団体の数は97であった。

民生委員の全国組織である全国民生委員児童委員連合会においては、標準的な研修カリキュラムを定め、各地域において研修の充実が図られるよう、同カリキュラムの普及を図っている。

**【施策番号 119】**

セ 厚生労働省においては、全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国婦人相談員・心理判定員研究協議会において、婦人相談所長や婦人相談員等に対する研修を実施するとともに、平成23年度から、国立保健医療科学院において、婦人保護の中核を担う行政機関の指導的職員に対し、専門的な知識・技能の修得を促す婦人相談所等指導者研修を実施している。また、全国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人保護施設等指導員研究協議会において講

演や行政説明を実施し、婦人保護施設の職員の専門性の向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等で配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援を行う職員を対象とした専門研修を実施しており、厚生労働省においては、当該研修に要する経費を補助している。

○ 海上保安庁においては、犯罪被害者等の基本的人権を尊重した適正な職務執行を行うため、海上保安学校等において、犯罪被害者等の基本的人権の尊重に関する教育等を行っている。

## (2) 女性警察官の配置等

### 【施策番号 120】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等を踏まえ、警察本部や警察署における性犯罪捜査を担当する女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査に関する研修を実施するなどして、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。令和4年4月現在、性犯罪捜査において性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等は、全国で1万2,124人であり、うち女性警察官等の人数は8,094人である。

また、都道府県警察本部における性犯罪捜査指導官の設置や性犯罪捜査指導を担当する女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制を整備している。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠資料の採取時における性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、証拠資料の採取に必要な用具や性犯罪被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを整備している。

加えて、事情聴取において相談室や被害者支援用車両を積極的に活用しているほか、事件発生時に迅速かつ適切な診断・治療、証拠

資料の採取、女性医師による診断等を行うため、産婦人科医会とのネットワークを構築し、具体的支援を提供するための連携の強化等を図りつつ、適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

○ 海上保安庁においては、性犯罪等の被害者が捜査の過程で受ける精神的負担を少しでも軽減するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っている。

### 性犯罪指定捜査員として指定されている警察官等の人数の推移（各年4月現在）

年次	総数	うち女性警察官等
平成30年	9,241	8,859
平成31年	9,591	9,174
令和2年	11,142	8,944
令和3年	12,203	8,678
令和4年	12,124	8,094

### 女性医師による診断の様子（模擬）



## (3) 被害児童からの事情聴取における配慮

### 【施策番号 121】

検察庁、警察、児童相談所等においては、被害児童の負担軽減及び被害児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化している。具体的には、被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うとともに、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所、回数、方法等に配慮するなどの取組を推進している。

このほか、検察庁、警察においては、令和2年6月に決定された政府の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」や令和5年3月に決定された政府の「性犯罪・性暴力対策の更なる

強化の方針」を踏まえ、精神に障害を有する被害者に係る性犯罪事件についても、関係機関の代表者が聴取を行う取組を試行実施している。

**(4) ビデオリンク等の措置の適正な運用**  
**【施策番号 122】**

法務省においては、刑事訴訟に関し、犯罪被害者等の意見を一層適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等による意見陳述の制度や、証人の証言時の負担や不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用が適切に行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察官等への周知徹底を図るとともに、これらの制度の運用状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」においても、これらの制度の情報を掲載している（P59【施策番号 139】参照）。

令和4年中に証人尋問の際に付添いの措置がとられた証人の延べ数は139人、証人尋問の際に遮へいの措置がとられた証人の延べ数は1,370人、ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の延べ数は417人（うち構外ビデオリンク方式によるものが85人）であった。

平成19年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行により、平成20年4月から、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの措置をとることが認められている。

令和4年中の民事訴訟（行政訴訟を含む。）における付添いの実施回数は19回、遮へいの実施回数は306回、ビデオリンクの実施回数は80回であった（いずれも証人尋問及び当事者尋問の回数であり、複数の措置を併用した場合には、それぞれ1回として計上している。）。

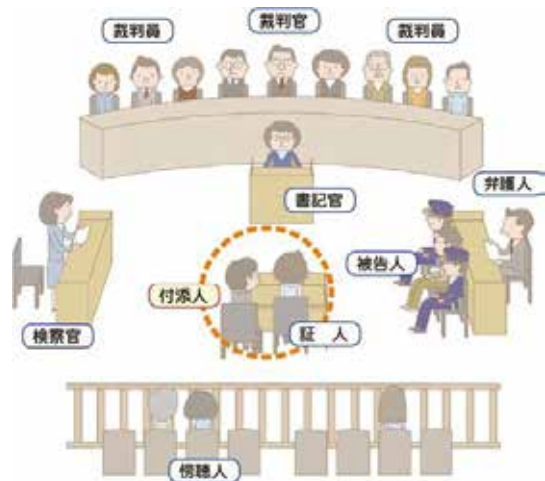
証人の保護等の状況

年次	証人の保護等		
	付添い	遮へい	ビデオリンク
平成30年	144	1,461	317 (15)
令和元年	118	1,505	341 (23)
令和2年	107	1,237	302 (38)
令和3年	133	1,335	412 (92)
令和4年	139	1,370	417 (85)

- (注)
- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
  - 2 いずれの数値も、高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数（延べ人員）である。
  - 3 各項目の数値については、事件の終局日を基準に計上している。
  - 4 ビデオリンクの数値中、（ ）内は構外ビデオリンク方式によるもの（内数である）。

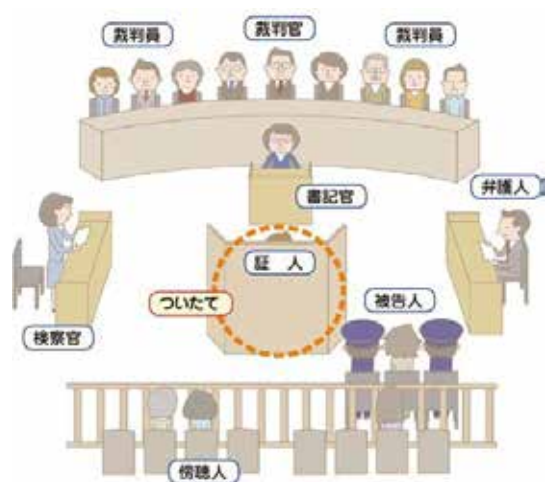
提供：法務省

証人への付添い



提供：法務省

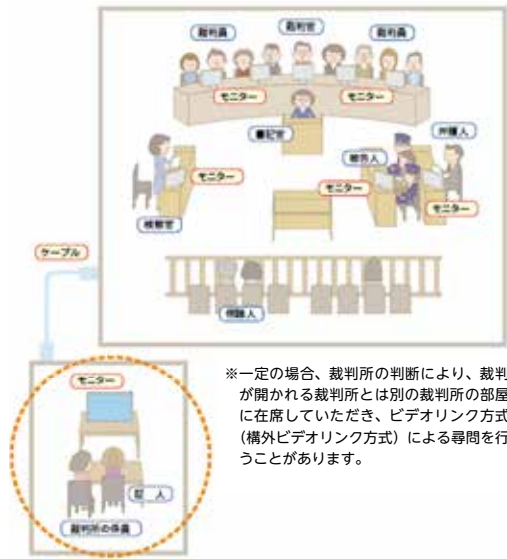
証人への遮へい



提供：法務省



ビデオリンク方式



提供：法務省

(5) 警察における犯罪被害者等のための施設等の改善

【施策番号 123】

警察においては、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるよう、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにしたりするとともに、全ての警察署に被害者用事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合もあることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる被害者支援用車両を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公共施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

被害者支援用車両内の様子（模擬）



(6) 検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置

【施策番号 124】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情に配慮し、その精神的負担を軽減するため、令和4年度に建て替えが完了した検察庁の5庁舎に被害者専用待合室を設置した。今後、令和5年度に建て替えが完了する見込みの検察庁の1庁舎についても同室を設置することとしており、未設置の検察庁についても、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、同室の設置を検討していく。

犯罪被害者等のための待合室



提供：法務省